

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月20日
【会社名】	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮田 孝一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3282-8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 藤本 晃治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)3282-8111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 藤本 晃治
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成26年8月1日
【発行登録書の効力発生日】	平成26年8月9日
【発行登録書の有効期限】	平成28年8月8日
【発行登録番号】	26-関東117
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,000,000百万円
【発行可能額】	590,000百万円 (590,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算 出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、平成28年4月20日(提出日)です。
【提出理由】	平成26年8月1日付で提出した発行登録書の記載事項中、 「第一部 証券情報」の記載について訂正すべき事項が生じ ましたので、これを訂正するため、訂正発行登録書を提出す るものであります。 訂正箇所は____罫で示してあります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

(訂正前)

以下に記載するもの以外については、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(訂正後)

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

社債管理者を設置しない場合において、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下「個別社債」という。）には、「劣後特約が付されていない場合」と「劣後特約が付されている場合」があります。

(訂正前)

1 【新規発行社債】

(中略)

(訂正後)

1 【新規発行社債（劣後特約が付されていない場合）】

銘柄	株式会社三井住友フィナンシャルグループ無担保社債 (担保提供制限等財務上特約無)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	未定
各社債の金額(円)	未定
発行価額の総額(円)	未定
発行価格(円)	未定
利率(%)	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 未定 2 利息の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1 償還金額 未定 2 償還の方法及び期限 未定 3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	個別社債には担保ならびに保証は付さず、また個別社債のために特に留保される資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	個別社債には一切の財務上の特約を付さない。
財務上の特約(その他の条項)	個別社債には一切の財務上の特約を付さない。

(注) 1 各社債の形式

個別社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

2 社債管理者の不設置

個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されていない。

3 財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）との間に個別社債財務代理契約を締結し、個別社債の発行代理人業務、支払代理人業務その他個別社債に関し当社が必要と認めた事務を委託する。

(2) 財務代理人は、個別社債に関し、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係及び信託関係も有しない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、事前にその旨を本(注)6に定める方法により公告する。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合個別社債に関し期限の利益を失う。

当社が別記「利息支払の方法」欄1及び「償還の方法」欄2の規定に違背し、7日が経過してもこれを履行または解消できないとき。

当社が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、またはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の決定もしくは命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により期限の利益を喪失した場合は、当社は遅滞なく個別社債の社債権者に公告する。

(3) 本(注)4(1)の規定により期限の利益を喪失した個別社債は、直前の利息の支払期日から期限の利益喪失日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払が行えない場合には、当社は適用ある法令上支払うことが可能となり次第、個別社債の社債権者に公告する。

5 元利金の相殺の禁止

本社債の元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

6 公告の方法

個別社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

7 社債要項の公示

当社は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8 社債要項の変更

個別社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)3(1)を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は個別社債の社債要項と一体をなすものとする。

9 社債権者集会

(1) 個別社債及び個別社債と同じ種類の社債（以下「本同種社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本同種社債総額（償還済みの額及び当社が有する本同種社債の金額の合計額を除く。）の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

10 元利金の支払

個別社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【新規発行社債（劣後特約が付されている場合）】

（中略）

(訂正前)

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(中略)

(訂正後)

3 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(中略)

(訂正前)

3 【新規発行による手取金の使途】

(中略)

(2) 【手取金の使途】

当社100%子会社である株式会社三井住友銀行の自己資本の増強に充当する予定であります。

(後略)

(訂正後)

4 【新規発行による手取金の使途】

(中略)

(2) 【手取金の使途】

当社100%子会社である株式会社三井住友銀行の自己資本の増強を含む長期的投資資金及び一般運転資金に充当する予定であります。

(中略)

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行社債(劣後特約が付されていない場合)」の個別社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような留意事項を考慮する必要があります。ただし、個別社債に対する投資に係るすべてのリスク及び留意事項を網羅したものではありません。当社の事業等のリスクについては、「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に掲げた有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」をご参照ください。

金融安定理事会が平成27年11月に公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」等を踏まえ、金融庁は平成28年4月に「金融システムの安定に資する総損失吸収力(TLAC)に係る枠組み整備の方針について」と題する文書を公表しました。当該文書では、当社グループを含む本邦のグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の秩序ある処理の方法としては、銀行持株会社に対して当局が破綻処理権限を行使し、銀行グループを一体として処理することが望ましいと考えられており、かかる処理を行う場合には、主要子会社に生じた損失が、予め銀行持株会社により当該主要子会社に対して分配された損失吸収力等を有すると認められる資本・負債(「内部TLAC」)を通じて、銀行持株会社により吸収された後、最終的に銀行持株会社の株主・債権者によって吸収されることが可能となるように、本邦G-SIBsの銀行持株会社に対して、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債(「外部TLAC」)の所要水準を満たすよう求めることが考えられています。個別社債は、かかる外部TLACに含まれることを企図して発行されるものであります。そのため、かかる秩序ある処理が当社に対して行われる場合には、個別社債の社債権者は、個別社債の元金の一部または全部の支払を受けられない可能性があります。なお、今後の国際的な議論の動向等によって、かかる枠組み整備の方針が変更される場合には、個別社債に関する支払等に影響が生じる可能性があります。

持株会社である当社は、銀行子会社等に対する債権及び株式以外に主要な資産を有しておらず、その収入の大部分を当社の銀行子会社等からの配当その他の支払に依存しております。当該銀行子会社等を含む当社グループの財政状態が著しく悪化した場合その他の一定の状況または条件の下では、会社法、銀行法、預金保険法、倒産法、その他諸法令上の規制又は契約上の制限等により、当該銀行子会社等から当社への支払が行われなくなる可能性があるほか、秩序ある処理の一環として、内部TLACを通じて主要子会社に生じた損失を当社が吸収した後、最終的に当社が法的倒産手続によって処理される可能性があります。その場合には、銀行子会社等の債権者である預金者等は、その債権につきその条件に従って弁済を受けられる可能性がある一方で、個別社債を含む当社の債権者は、その債権の全部又は一部につき弁済を受けられない可能性があります(持株会社の構造劣後性)。

(後略)